

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 8 国名：スーダン 担当：スーダン事務所
案件名：「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト（2）

1 契約予定期間：2014年6月上旬～2016年2月上旬

2 参加要件

海外における農業分野における業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月4日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月7日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月25日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月中旬
- (5) 契約交渉 : 5月中旬～5月下旬

5 業務の目的

スーダンでは、南スーダンの分離独立による石油収入の大幅な減少や、年間2%以上の人口増加に伴う食料需要の増大に対応するため、GDPの約35%、労働人口の約60%を占める農業セクターの成長が、経済基盤強化、貧困削減、及び食料安全保障の観点から、国家の最重点課題の一つとなっている。しかしながら、ソルガム、小麦、ゴマ、綿花、落花生を主要作物とするスーダンの農業生産は長期に渡って停滞しており、小麦の国内消費量が急激に伸びる一方で、畜産物等の輸出が伸び悩んでいるため、農産品の輸入超過状態が続いている。

こうした状況下、スーダン政府は農業分野の国家戦略として、農畜産物の輸出振興や貧困削減、食料安全保障を上位目標に掲げた「農業再活性化計画（Executive Programme for Agricultural Revival）」を2008年4月に策定した。同計画では、ダムや灌漑水路の整備、農作物の栽培面積の倍増、園芸生産の拡大などによって農業の生産性および競争力を向上させるとしている。また、輸入代替・輸出振興の観点から小麦に次ぐ戦略作物とされる米の生産振興を図るため、2005年に稲作推進プロジェクトユニット（National Rice Project）を農業灌漑省内に設置し、稲作開発計画の策定や、白ナイル州、ゲジラ州を中心としたパイロット栽培を行っている。

他方、1956年の独立以来スーダンの農業開発計画の実施は限定的であり、その背景には政府機関の行政能力や開発計画の策定及び実施能力の低さが指摘されている。このため、スーダンの農業開発計画の実施において中心的な役割を担う連邦政府農業灌漑省及び各州の農業省のキャパシティ・ディベロップメントが急務となっている。かかる状況下、2009年6月にスーダン政府はJICAに対し支援を要請し、これを受けて2010年1月にJICAとスーダン連邦政府農業灌漑省により技術協力「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト」（以下本プロジェクト）の討議議事録（R/D）が締結され、2010年3月から2014年3月までの4年間を当初のプロジェクト期間として協力を開始した。

本プロジェクトは、スーダンの農業行政に携わる人材の能力開発を行い、「農業再活性化計画」の実現に必要な連邦農業灌漑省及び関係機関のキャパシティ向上に寄与することを目的としている。そのための活動として、連邦政府農業灌漑省や各州農業省を対象に、人材育成及び組織能力強化のモデルシステムとして研修やチーム活動に取り組むと同時に、連邦政府農業灌漑省稲作推進プロジェクトユニットや各州農業省をカウンターパートとして、陸稲栽培への技術支援を行ってきた。2013年10月の終了時評価において、プロジェクト目標・成果の大半を達成しているものの、成果2「適正稲作技術の開発に係る計画・実施・モニタリングが促進される」に関して、稲作技術開発および普及員能力強化に関する成果指標が未達成と評価され、これらを達成するためのプロジェクト期間延長が提言された。これを受けて、プロジェクト期間を2016年3月までの2年間にわたり延長することを定めるR/Dが2014年2月に締結された。

本業務は、上記の期間延長に関するR/D（Record of Discussions）に基づき活動を実施することにより、本プロジェクトの成果2「適正稲作技術の開発に係る計画・実施・モニタリングが促進される」に関して未達成となっている以下の指標を満たし、プロジェクトの目標を達成することを目的とする。

(1) 当初期間中の活動において特定されたが十分に対応できていない課題に関する技術開発の成果を踏まえて、陸稲栽培に関する実践的技術ハンドブックが完成される。

(2) ゲジラ州以外の5州において、少なくとも2名のコア普及員により適正稲作栽培技術に関して十分な指導能力が習得される。

本プロジェクトの実施体制は従来、稲作栽培長期専門家2名と業務実施契約による専門家派遣の組み合わせであったが、今般の延長期間においては、長期専門家の任期満了に伴い、業務管理・責任体制の一元化や、タイムリーな専門家派遣の観点から、本業務に一本化して公示するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務の対象地域

ハルツーム市、ゲジラ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州、ゲダレフ州、センナール州

(2) 相手国対象機関

・連邦政府：農業灌漑省、農業研究機構

・州政府：ゲジラ州農畜水産自然資源省、白ナイル州農林灌漑省、リバーナイル州農林灌漑省、北部州農林灌漑省、ゲダレフ州農林灌漑省、センナール州農林灌漑省

(3) 業務の内容

ア 適正稲作技術の開発

(ア) 栽培試験の実施

(イ) 栽培試験結果に基づく適正栽培技術の提案

(ウ) 国立農業研究機構との連携によるイネ用除草剤試験の実施促進

(エ) 国立農業研究機構による試験研究に関する助言・指導

(オ) 適切な収穫時期・収穫作業に関する提案・指導

(カ) 各州農林灌漑省に供与した精米機の設置

(キ) 適切な収穫後保存法及び精米作業に関する提案・指導

イ 農業普及員等の訓練

(ア) 現地国内研修及び現場巡回指導の実施

(イ) 第三国研修の企画・実施

(ウ) JICA課題別研修に関する研修員選定の支援及び研修員に対する助言・指導

ウ ゲジラ州、白ナイル州、センナール州、ゲダレフ州、リバーナイル州及び北部州における陸稲デモ栽培の計画、実施、モニタリング、結果まとめ・評価に関する指導

エ 上記ア～ウの活動成果のとりまとめによる陸稲栽培技術ハンドブックの改訂

オ 相手国が継続実施する稲作振興政策の計画、実施、モニタリング、評価に関する助言・指導

カ プロジェクト成果取りまとめワークショップの開催

7 成果品等

(1) 第1年次（本プロジェクトの第5年次）

ア インセプションレポート（2014年6月中旬）

イ プロジェクト業務進捗報告書(1)（2014年10月上旬）

ウ プロジェクト業務進捗報告書(2)（2015年1月中旬）

(2) 第2年次（本プロジェクトの第6年次）

ア ワークプラン（第2年次）（2015年5月中旬）

イ プロジェクト業務進捗報告書(3)（2015年10月上旬）

ウ プロジェクト業務完了報告書（2016年1月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括／稲作開発プログラム（評価対象予定者）

(2) 稲作栽培1（評価対象予定者）

(3) 稲作栽培2

(4) 栽培環境分析・雑草防除

(5) 稲収穫・収穫後処理

(6) 業務調整／稲作開発プログラム補助

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2014年2月にプロジェクト期間延長に関する討議議事録（R/D）締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。